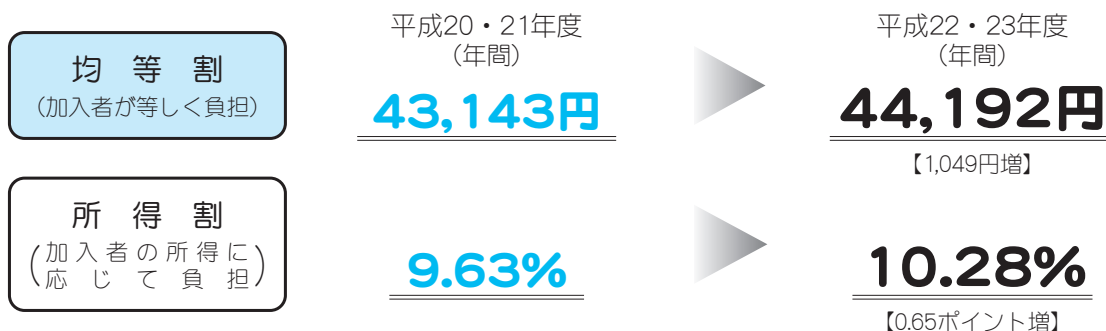


# 後期高齢者医療制度

## ～ 保険料率が変わります～

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。

平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。

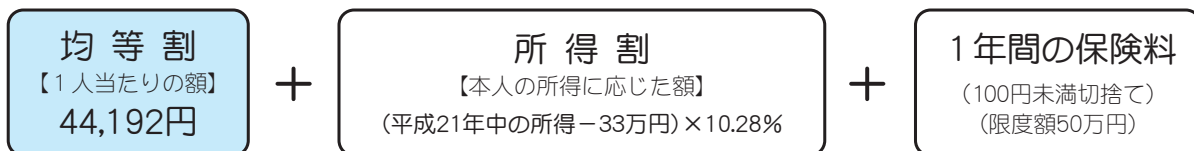


### ●保険料の計算方法（平成22年度）

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。

保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。



※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月（予定）に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

### ●保険料の軽減について

(1) 均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

| 所得が次の金額以下の世帯                                    | 平成21年度 |         | 平成22年度<br>均等割額 | 比較    |
|---|--------|---------|----------------|-------|
|   | 軽減割合   | 均等割額    |                |       |
| 33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない                  | 9割軽減   | 4,300円  | 4,400円         | 100円増 |
| 33万円  | 8.5割軽減 | 6,300円  | 6,628円         | 328円増 |
| 33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数)<br>●単身世帯の方は該当しません。 | 5割軽減   | 21,571円 | 22,096円        | 525円増 |
| 33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)                         | 2割軽減   | 34,514円 | 35,353円        | 839円増 |

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

## (2) 所得割の軽減 ～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

\*軽減判定 ⇒ 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円(軽減に該当)

\*所得割 ⇒ 27万円 × 10.28% × 5割 = 13,878円 <年間保険料のうち所得割額分>

## (3) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは……

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

## ■「医療費通知」について

加入者(被保険者)の皆様は健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知を、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合より送付しています。

医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかられた一覧です。

医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合またはお住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| お問い合わせ先 | 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 |
|         | または、住民課税務保険係 ☎2-3406まで       |

## 健康保険料率が変わります

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の健康保険料率が、本年3月分(4月納付分)から、9.42%(現行8.26%)に変わります。

大幅な保険料引き上げの背景としては、保険料収入が大幅に落ち込む一方で、医療費の支出が増えたこと、都道府県ごとの加入者にかかった医療費の違いが反映されていることなどによります。

詳しくは、協会けんぽのホームページ、または協会けんぽ北海道支部まで。

ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

全国健康保険協会北海道支部 ☎011-726-0352

## 悩んでいませんか? 平成22年度精神保健相談

次のとおり精神保健相談を開催します。相談は無料です。相談を希望される場合は、事前予約が必要です(第3木曜日まで)。道立江差病院神経精神科の先生による「こころの健康相談」を実施しています。お気軽にご相談下さい。

◎精神保健相談(対人関係・アルコール問題・不登校問題・ストレス・認知症等こころの健康問題)

**相談日：毎月第4火曜日 午後3時から**

※お問い合わせ先：檜山保健福祉事務所保健福祉部子ども・保健推進課 ☎0139-52-1053